

令和8年度石川県高次脳機能障害支援養成研修（実践研修）実施要領

1 目的

高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。

※ 本研修は「高次脳機能障害支援養成研修実施要綱」（令和8年4月7日付け厚生労働省障
障発 0407 第1号、障精発 0407 第3号）に基づき実施するものであり、令和6年度障害福祉
サービス等報酬改定において新設された「高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）」及び
「高次脳機能障害者支援体制加算」の算定要件を満たす研修です

2 実施主体

石川県

3 対象者

令和8年度石川県高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修）修了予定者

4 定員

48名

※ 定員を超える申込みがあった場合は、実務経験及び対象者支援の実情等を勘案して受講者を選
定させていただきます

5 日時及び会場

種別	日時	会場
実践研修①	令和8年7月30日（木） 9:00～16:00	石川県リハビリテーションセンター 4階 大研修室 （金沢市赤土町ニ 13-1）
実践研修②	令和8年8月10日（月） 9:00～16:40	

6 研修内容

別紙 令和8年度 石川県高次脳機能障害支援養成研修プログラムのとおり

7 受講料

5,000円

※ 受講料の納入方法については、受講決定通知時にお知らせします

※ 納入された受講料は、いかなる理由でも原則返金及び翌年度の持越しはできません

※ 会場までの交通費や昼食代等は、受講者または所属事業所の負担となります

8 受講申込み

令和8年6月5日（金）までに、石川県電子申請システムより申し込んでください。

- ※ 申込みの際に入力いただいた情報は、修了証書作成等に使用しますので、入力漏れ、誤字、脱字のないようご注意ください



申込用 QR コード

9 受講決定及び通知

受講の可否は、令和8年6月19日（金）頃までにメールにて通知いたします（通知が届かない場合は、当センターまでご連絡ください）

10 修了証書の交付

研修の全課程（基礎研修（2日間）、実践研修（2日間））を修了した者には修了証書を交付します。また、石川県障害保健福祉課において修了者名簿を作成し管理します。

- ※ 欠席した場合は、修了証書を交付できません
- ※ 原則として、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。ただし、天候や交通機関の遅れ等によりやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません
- ※ 受講態度が著しく不良である場合（受講中の私語、居眠り、携帯電話の使用等）は、修了を認めない場合があります

11 受講にあたっての留意事項

- ・ 研修中の録画・録音・撮影は一切禁止とさせていただきます。
- ・ 研修の受講に際しては、マスク着用等の対策にご協力いただきますようお願いいたします。発熱等体調不良の場合は、受講を控えていただきますようお願いいたします。

12 問い合わせ先

石川県高次脳機能障害相談・支援センター（担当：寺尾）

TEL：076-266-2188

E-Mail：iprc@pref.ishikawa.lg.jp

令和8年度 石川県高次脳機能障害支援養成研修（実践研修） プログラム

1. 実践研修①【7月30日】

時間（分）	内容
8:45～9:00	受付
9:00～9:40（40）	講義 01A 障害特性に応じた支援・地域の支援体制
9:40～10:20（40）	講義 01B 認知症・発達障害との共通点と相違点
10:20～10:30	休憩
10:30～11:10（40）	講義 02A 小児期における支援
11:10～11:50（40）	講義 02B 長期経過とフォローアップ
11:50～13:00	休憩
13:00～16:00（180）	演習 01 障害特性の理解と対応方法

2. 実践研修②【8月10日】

時間（分）	内容
8:45～9:00	受付
9:00～9:40（40）	講義 03B 多職種連携・地域連携；家族（きょうだい）支援・当事者家族会の活動
9:40～10:20（40）	講義 03C コミュニケーション支援
10:20～10:30	休憩
10:30～11:10（40）	講義 03E 自動車運転再開支援
11:10～11:50（40）	講義 03A 多職種連携・地域連携；チームアプローチの重要性
11:50～13:00	休憩
13:00～13:40（40）	講義 03D 支援の実践的な枠組みと記録
13:40～16:40（180）	演習 02 環境調整による支援と記録に基づく支援の評価